

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和三年九月十日

埼玉県川越建築安全センター所長 大島 勝

一 許可番号

令和三年九月一日

指令川建セ第〇二〇二六一号

二 検査済証番号

令和三年九月七日

川建セ第〇三〇〇九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町越生東二丁目一番三、一番二十一、一番二十二、一番二十三、一番二十四、一番二十五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県鶴ヶ島市富士見二丁目二十一番六号
株式会社 丸勝 代表取締役 関口 勝治